

基幹相談支援センターについて

【設置主体】

市町村

【設置方法】

単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者に委託し実施するなど、地域の実情に応じて最も効果的な方法によることができる。

【業務内容】

基幹相談支援センターは、地域の相談支援拠点の拠点として障害手帳の有無に関わらず、市民からの総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）及び成年後見制度利用支援事業を実施する。

また、相談のあった方からのニーズを的確に把握し、その方のニーズや障害特性等に応じ、適切な機関等につなぐ支援などを行う。

具体的には、地域の実情に応じて、以下の業務を行う。

（1）総合相談・専門相談

- 障害の種別や各種ニーズに対応し、
- ・総合的な相談支援の実施。
 - ・専門的な相談支援の実施等。

（2）地域の相談支援体制の強化の取組

- ・相談支援事業所への専門的指導や助言。
- ・相談支援事業所の人材育成。
- ・相談機関との連携強化の取組

（3）地域移行・地域定着の取組

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・地域の体制整備に係るコーディネート

（4）権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・虐待防止